

第1回接続委員会・ユニバーサルサービス委員会合同会合 議事概要

日時 平成24年12月11日(火) 14:00~15:30
場所 総務省10階 共用1001会議室
参加者 接続委員会 東海主査(ユニバーサルサービス委員会委員)
酒井主査代理(ユニバーサルサービス委員会主査)
相田委員
関口委員(ユニバーサルサービス委員会委員)
藤原委員(ユニバーサルサービス委員会委員)
ユニバーサルサービス委員会
菅谷委員(途中退出)
三友委員(途中退出)
事務局 安藤電気通信事業部長
(総務省) 吉田事業政策課長
二宮料金サービス課長
内藤料金サービス課課長補佐
清重料金サービス課課長補佐
廣瀬料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ① 接続料規則、接続料規則の一部を改正する省令及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について
- 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書(案)のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

菅谷委員：今回省令に新たに規定した可搬型発動発電機とは、どのようなものなのか。

事務局：今回追加した可搬型発動発電機は、事業者が実際に所有しているものをモデルに反映している。モデルでは特に、自家発電装置を持たないRT局及びFRT局に対する電源装置として追加したものである。

② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNのIPv6 インターネット接続における接続事業者数の拡大）

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言】

藤原委員 考え方9の IPoE 接続申込事業者に対する情報開示について、事業者毎の個別のユーザ数は経営情報に当たるため開示が難しいのは理解できるが、既存 IPoE 接続事業者のユーザ数を合算した数字については開示できないのか。

事務局 既存 IPoE 接続事業者のユーザ数は他事業者の情報であるため、NTT 東西において開示の可否の判断ができないとしている。一般論としては IPoE 接続に際し必要な情報は出来る限り開示されることが望ましいが、現在のユーザ数と1年後のユーザ数は大きく乖離すると考えられるため、現在のユーザ数ではなく将来の予測ユーザ数を開示するという考え方もあり得る。このため、何が必要な情報であるかについては、関係事業者間で協議の上、決定、開示されることが望ましいと考えられることから、お示ししている考え方（案）では、開示対象については特定していない形としている。

関口委員 IPoE 接続に係るコストを試算する際に、分母となる数字は既存 IPoE 接続事業者のユーザ数の合計であるため、IPoE 接続を検討する事業者は、既存 IPoE 接続事業者のユーザ数を合算した数字がわからないと自らの負担額を計算できない。

藤原委員 関係事業者間で守秘義務契約を締結すれば開示が可能ということか。情報開示がなければ、IPoE 接続の検討が進まないのではないか。

関口委員 考え方（案）では、関係事業者間で個別に契約を締結した上で情報を開示することに限定した書きぶりとなっている。

事務局 どのような情報が必要であるかについては事業者間協議の上決定される。守秘義務契約を締結すれば、開示は可能なものとする。

酒井主査代理 要請事項の(6)については、IPoE 接続事業者の個別のユーザ数は公にできないことから、総務省が確認出来るように設けられた規定ということか。

事務局 要請事項の(6)は、NTT 東西に対して提出された IPoE 接続申込事業者の

ユーザ数について、NTT 東西ではその確認ができないため、報告規則に基づき総務省に対して報告されている数字と差異がないかを総務省において確認することが一義的な理由。

相田委員 前回認可時に、NTT 東西に対し、利害関係者である ISP 事業者の理解が得られるように必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるように努めることを要請しているが、実施状況を教えてほしい。

事務局 一例としては、今回の IPoE 接続事業者の最大数の拡大については、認可申請後に NTT 東西が事業者説明会を行っており、開示可能な情報については説明していると考えられる。なお、本件要請事項については、要請の効力が失効するものではなく、NTT 東西においては所要の対応を継続していただけるいただくべきものと考えている。

相田委員 NTT 東西においては、接続事業者がどのような機能を望んでいるかについてよく聞いて、それに合わせて開発していくことが望まれる。

藤原委員 IPoE 接続申込事業者の他事業者契約者数や自社契約者数は、接続申込時から接続開始までの間に変動するが、どの時点の数字で選定の際の接続申込事業者の順位付けが行われるのか。また、申込事業者が途中でやめた場合にはどうなるのか。

事務局 受付期間終了後の選定手続の際に接続申込事業者から報告された契約者数に基づき順位付けが行われる。また、開発契約を締結する前であれば申込の撤回が可能。その場合には次点の事業者が繰り上がりとなり選定されることになる。

相田委員 卸等を行う IPoE 接続申込事業者を優先する選定方法だが、申込受付後に卸を行うことを表明した場合にはその扱いをどうするのか。また、IPoE 接続事業者同士が合併し、1社で2社分の IP アドレスブロックを使用している事業者が現れた際の対応は後々考える必要がある。

事務局 受付期間終了後の選定手続の際に他事業者契約者数や自社契約数を NTT 東西へ提出することとなるため、その時点までに卸等を行うか明らかにしていただく必要がある。もちろん、申込後に卸を提供することとするのは自由であるが、再度その契約数を考慮する手続とはなっていない。

IPoE 接続事業者同士が合併した場合の対応については、前回の認可時に、総務省に対し「ネイティブ接続事業者に対し、ネイティブ接続事業者同士が合併等を行い、従来異なる事業者に帰属していた IP アドレスブロックが実質的

に収斂することになる場合は、当該ネイティブ事業者は、総務省に対しその旨を速やかに報告するとともに、IP アドレスブロックを一つに集約するように取り組むことを要請すること」が要望されている。この要望事項については、現在も適用されるものと考えており、そのような状況になれば、総務省としては合併についての報告を求めるとともに、IP アドレスブロックの集約が行われるよう当該事業者に働きかけを行うことが想定される。

東海主査 今後発生する可能性のある問題についてどのように対応するかについて全てを現時点で規定することは難しいものとする。

本件はより公平性ということが求められる問題であり、また、新しいことに取り組むということなので前向きな姿勢も重要。更に、接続料の低廉化も求めていく方向でもある。進捗を見守っていきたい。

以上